

令和7-8年度

## 金沢区民活動拠点「オフィスかなざわ」

### 利用団体募集要項



金沢区では、区内における市民活動を支援するために、市民活動団体の事務所・活動拠点として、金沢区民活動拠点「オフィスかなざわ」を、金沢スポーツセンター内に設置しています。本要項により、令和7年度から8年度の利用団体を募集します。

#### 1 施設の概要

- (1) 名 称： 金沢区民活動拠点「オフィスかなざわ」  
(2) 所在地： 金沢区長浜106-8 金沢スポーツセンター内  
(3) 開設日： 平成16年4月1日  
(4) 利用時間： 金沢スポーツセンターの開館時間（原則として午前9時～午後9時）  
(5) 閉館日： 金沢スポーツセンターの閉館日に準じる  
(6) 施設内容及び床面積：  
事務スペース(109.24 m<sup>2</sup>)、事務机、椅子、ファイリングキャビネット、  
コピー機、印刷機、水道及びシンク 等



## 2 利用期間

令和7年6月中旬（予定）から令和9年3月31日まで

※金沢スポーツセンター工事の影響により6月中旬（予定）からの利用となります。

なお、令和7年度の予算の執行を伴うため、市会での議決後に確定します。

※令和9年4月1日以降の利用については、再度応募いただくこととなります。

## 3 応募要件

応募できる団体は、次の(1)から(4)までの項目を全て満たす団体とします。

- (1) 区内で活動する市民活動団体であること
- (2) 施設を団体の事務スペース・活動拠点として利用する意向があること
- (3) 本施設を利用する他の団体と、協力・連携関係を構築することができること  
(利用管理運営委員会に委員を1名選出し、委員会へ出席することなど)
- (4) 主たる活動内容が、宗教・政治・営利を目的とした活動に該当しないこと

※応募団体が20団体を超える場合は、利用に制限が生じる可能性があるため、利用者間で予め合意を取っていただきます。

## 4 施設運営管理について

- (1) 利用団体が自ら主体的に施設の管理運営を行うため、各団体の代表もしくは代表に準じる者により構成される金沢区民活動拠点「オフィスかなざわ」利用管理運営委員会（以下「委員会」という）を設置します。※委員に対する報酬はありません。
- (2) 光熱水費、通信費、コピー・印刷機利用料及び消耗品費は、委員会の協議により、利用団体が公平に負担します。
- (3) 施設の清掃は原則利用団体が行います。その他、什器・備品・設備に関する事項は、委員会と区で協議の上行います。
- (4) 利用者間の調整、利用方法に関するルールづくりは委員会で行います。

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

ア 金沢区民活動拠点（オフィスかなざわ）利用申請書（第1号様式）

イ 団体概要書（第2号様式）

ウ 金沢区民活動拠点（オフィスかなざわ）使用計画書（第3号様式）

エ 応募団体の組織の運営に関する規則（定款・会則等）

オ パンフレット等、団体の概要がわかるもの

※利用申請書・団体概要書・使用計画書は、ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 応募受付期間

令和7年1月31日（金）まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送または持参でご提出ください。

### (4) 利用承認について

申請書類の内容を踏まえ、要件を満たすと判断された場合は、2月中をめどに「利用承認書」を交付します。

## 【申込・問合せ先】

金沢区役所総務部地域振興課区民活動支援担当（6階601番窓口）

〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1

TEL: 788-7805 FAX: 788-1937

HP: [金沢区民活動拠点 オフィスかなざわ](#) 検索